

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付要綱

平成 28 年 9 月 14 日施行

平成 29 年 3 月 31 日一部改正

平成 30 年 9 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 福島県は、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所（以下「原発」という。）事故により、避難指示区域外（平成 27 年 6 月 15 日時点）から応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、応急仮設住宅等の供与期間終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯に対し、円滑な生活再建を図ることができるよう、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 応急仮設住宅等

災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）に基づき、福島県又は福島県から事務の委任を受けた市町村若しくは応援要請を受けた他の都道府県が、応急仮設住宅として供与する建設型仮設住宅、借上げ住宅（雇用促進住宅、UR 賃貸住宅を含む）・公営住宅・公務員宿舍等のみなし仮設住宅、その他同法によらず自治体の支援により無償提供される公営住宅等をいう。

二 民間賃貸住宅等

収入に応じた家賃設定をしている公営住宅以外の賃貸住宅をいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱において、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、平成 27 年 12 月 25 日以降、応急仮設住宅等で避難生活を送っていた避難世帯のうち、福島県が定める収入要件「月額所得 21 万 4 千円以下」（計算方法は、別表第 1 のとおりとする。）を満たし、次の各号のいずれかに該当する応急仮設住宅等の供与終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯の代表者をいう。

なお、福島県内で避難を継続する場合は次の第二号、第三号又は第四号のいずれかに該当する世帯の代表者に限る。

一 放射線に不安がある。

二 妊婦がいる。

三 18 歳以下（平成 28 年 10 月 1 日時点）の子どもがいる。

四 避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい（障害等級第 1 級及び第 2 級）のため避難先の特定の病院で治療を受ける必要がある。

- 2 前項の補助対象者について、次の各号に該当する世帯の代表者は除く。
 - 一 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号）に基づき設定された次の避難指示区域（平成 27 年 6 月 15 日時点）からの避難世帯
 - ア 帰還困難区域
 - イ 居住制限区域
 - ウ 避難指示解除準備区域
 - 二 東京電力ホールディングス株式会社による原子力損害賠償（住宅確保損害及び家賃に係る賠償）の対象となる世帯（平成 27 年 6 月 15 日時点で避難指示が解除されていた、田村市都路地区、川内村の東部地区（ともに原発から 20 k m 圏内）又は楡葉町の一部（原発から 20km 圏外）からの避難世帯）
 - 三 避難先の市町村が避難元の市町村と同じ市町村である世帯。ただし、田村市及び南相馬市については、別表第 2 に基づき、平成の合併前の旧市町村単位で判断することとする。
 - 四 応急仮設住宅等について、不適正な入居が認められる世帯

（転居）

- 第 4 条 補助対象となる世帯については、次の各号に定める事由により、最後に居住していた応急仮設住宅等から転居する場合も支援対象とする。
- 一 住宅が手狭になったため。
 - 二 通院・通学のため。
 - 三 家賃が低廉な住宅に移るため。
 - 四 貸主の都合のため。
 - 五 身の危険があるため。
 - 六 その他知事が必要と認める事由。
- 2 支援対象とする転居先については、最後に居住していた応急仮設住宅等が所在する都道府県内とする。ただし、福島県内での避難世帯は、避難先の市町村内における転居（田村市及び南相馬市については、平成の合併前の旧市町村単位（別表第 2 参照）で判断する。）とする。
 - 3 前項の規定に関わらず、東京都、神奈川県又は埼玉県への避難世帯については、関東地方内における転居も支援対象とする。また、福島県外への避難世帯のうち、妊婦がいる世帯及び 18 歳以下の子どもがいる世帯については、避難元市町村以外の福島県内市町村（田村市及び南相馬市については、平成の合併前の旧市町村単位（別表第 2 参照）で判断する。）へ転居して避難を継続する場合も支援対象とする。なお、第 3 条第 1 項第 4 号に該当する世帯については、当該病院の所在する市町村へ転居して、福島県内で避難を継続する場合も支援対象とする。

（補助対象経費）

- 第 5 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象となる世帯が負担する次に掲げる費用とする。
- 一 家賃等

住宅の賃貸借契約書に記載された次のアからウに掲げる費用

- ア 家賃
 - イ 共益費（管理費）
 - ウ 駐車場代
- 二 住宅の賃貸借契約に係る初期費用
契約移行経費
（応急仮設住宅等の供与から個人契約による住宅の賃貸借契約への移行・転居に伴う各種経費）

（補助金の額）

第6条 福島県が交付する補助金の額は、別表第3に定める額とする。

（収入要件の事前確認）

第7条 補助金の交付申請をする世帯の代表者（以下「補助申請者」という。）で、補助金の交付申請前に、第3条第1項の収入要件を満たすかどうかについて確認を受けようとする者（以下「収入要件確認希望者」という。）は、収入要件事前確認依頼書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める日までに知事へ提出して確認を受けるものとする。

- 一 最後に居住していた応急仮設住宅等の契約書の写し
 - 二 世帯全員分の住民票の写し（住民票謄本）
 - 三 世帯全員分の市区町村長が発行する平成28年度所得証明書（平成27年分）
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項に基づく収入要件事前確認依頼書を受理した場合、収入要件確認希望者が収入要件に適合しているかどうかを速やかに確認し、受理日から起算して原則として30日以内に、収入要件の確認結果を第2号様式により同希望者へ通知する。
- 3 前項の収入要件の確認結果について、知事は交付申請書の受付時に収入要件確認希望者から提出された書類等により、世帯構成員の変更等による収入の変動があったことを確認した場合、改めて審査するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付申請書（第3号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。なお、前条の収入要件の事前確認において、既に知事へ提出した書類がある場合は、その書類の提出を省略することができる。

- 一 民間賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し
- 二 最後に居住していた応急仮設住宅等の契約書の写し
- 三 世帯全員分の住民票の写し（住民票謄本）
- 四 世帯全員分の市区町村長が発行する平成28年度所得証明書（平成27年分）、平成29年度所得証明書（平成28年分）又は平成30年度所得証明書（平成29年分）
- 五 補助金の振込口座が確認できる預金通帳の写し

- 六 妊婦がいる世帯については、母子手帳の写し
- 七 指定難病の家族がいる世帯については、特定医療費（指定難病）医療受給者証の写し
- 八 障がい（障害等級第1級、第2級）のある家族がいる世帯については、身体障害者手帳の写し、又は、精神障害者保健福祉手帳の写し
- 九 母子避難又は父子避難の二重生活世帯については、第三号の住民票により二重生活の確認ができない場合、電気等の料金明細など、母子又は父子と、母又は父の配偶者が離れて暮らしていること分かる書類

十 その他知事が必要と認める書類

- 2 補助金の交付申請は、1世帯（最後に居住していた応急仮設住宅等1戸）当たり1回とする。ただし、東日本大震災及びそれに伴う原発事故の発生以降、複数世帯が応急仮設住宅等1戸1世帯として応急仮設住宅等に入居し、供与終了に伴い、元の複数世帯となる場合においては、世帯ごとの代表者による申請を認める。
- 3 前項のただし書きについて、第3条の要件を満たす各世帯の補助申請者は、第1項に定める書類のほか、震災前に別世帯であったことを証明する書類を添付して知事に提出すること。
- 4 補助金の交付申請の期限は、知事が別に定めるものとする。
- 5 知事は、前項に規定する期限前であっても、予算等の関係から補助金の交付申請の受付を終了する場合がある。
- 6 第2項について、平成27年分所得又は平成28年分所得をもとに補助金の交付申請を行った結果、申請世帯の月額所得が収入要件を満たさずに交付決定とならなかつた場合でも、平成29年分所得による補助金の交付申請を1世帯当たり1回認めることとする。

（補助金の交付決定）

- 第9条 知事は、第8条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、速やかに補助金交付の可否及び交付金額を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）又は補助金申請却下通知書（第5号様式）により、補助申請者に通知するものとする。ただし、第3条及び別表第1の収入要件に適合しない場合は、第2号様式により通知するものとする。
- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

（申請取下げ）

- 第10条 補助申請者は、規則第8条第1項の規定により、補助金交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

（事業の軽微な変更）

- 第11条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。なお、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の(1)又は(2)の場合、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金変更届（第6号様式）を知事へ提出するものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた応急仮設住宅等から民間賃貸住宅等への住所変更。
- (2) 補助金の振込口座の変更。
- (3) 家賃等に日割計算がある場合において、第9条で決定した補助金の交付金額と、補助対象となる世帯が支払った対象経費の額から算定した補助金の額との間に差額があることを知事が確認したときの補助金の増額を伴わない交付金額の変更。

(変更承認の申請)

- 第12条 交付決定者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、補助金等の交付の決定の通知を受けた補助事業等の内容その他申請に係る事業の変更、中止又は廃止の承認を得ようとするときは、あらかじめ福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、前条の軽微な変更の場合を除く。
- 2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、承認するときは、変更交付決定通知書（第7号様式）により通知する。

(補助金の請求)

- 第13条 交付決定者は、原則として、平成29年1月分から起算して3か月分ごとに家賃等の支払い実績の分かる書類（領収書等）をまとめて添付の上、補助金交付請求書（第8号様式）により知事へ請求するものとする。
- 2 前項に規定する補助金の請求は、原則として、3か月分の最終月の家賃等を支払った日から起算して15日以内に行うこととする。なお、最長の補助対象期間である平成31年3月分を含む家賃等の補助金については、別に定める日までに知事に請求をすることとする。

(補助金の交付)

- 第14条 知事は、第9条に基づき、補助申請者に対し、補助金の交付決定について通知したときは、第5条及び別表第3に記載する住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助（10万円）を交付するものとする。
- 2 知事は、第13条に基づき、交付決定者から補助金交付請求書（第8号様式）を受理したときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 知事は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 一 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - 二 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。
- 2 知事は、前項の取消しの決定を行ったときは、交付決定取消通知書（第9号様式）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項に基づく取消しを行ったときは、規則第17条の規定に基づき、返還の

猶予期間及び必要な加算金等を定めるものとする。

(状況報告)

第16条 知事は、必要があると認める場合は、交付決定者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係書類の検査、若しくは関係者への質問をすることができる。

(実績報告)

第17条 交付決定者は、事業完了日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金交付最終年度の3月31日のいずれか早い日までに、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業実績報告書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第18条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の趣旨に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に額の確定通知書（第11号様式）により通知する。

2 知事は、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、前項の通知を省略することができる。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行し、改正後の第4条第3項なお書の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

<p>収入要件の 計算方法</p>	<p>○収入要件 申請世帯の月額所得の金額が、21万4千円以下である場合は本制度の収入要件を満たすこととなる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (\text{38万円} \times \text{同居者数})}{12\text{か月}} \leq 214,000\text{円}$ </div> <p>○申請世帯の月額所得 世帯全員の年間所得の合計額（※1）から、応急仮設住宅等の入居者数から代表者1名を除いた人数に38万円を乗じた金額を差し引き、その金額を12か月で除した金額（1円未満の端数は切捨て）とする。</p> <p>（※1）世帯全員の年間所得の合計額について 市区町村長発行の平成28年度所得証明書（平成27年分）、平成29年度所得証明書（平成28年分）又は平成30年度所得証明書（平成29年分）を世帯全員（※2）分取得し、それぞれの証明書に記載された各種控除後の所得金額を合算した金額とする。このとき、世帯全員、同じ年度の所得証明書を取得すること。 なお、18歳以下（平成28年10月1日時点）の子どもとの母子避難又は父子避難の二重生活世帯（父のみ、母のみ、子どもだけの避難は適用外）は、世帯全体の年間所得に2分の1を乗じた金額（1円未満の端数は切捨て）を世帯全員の年間所得の合計額として取扱うこととする。</p> <p>（※2）世帯全員 補助金交付申請を行う応急仮設住宅等の入居世帯の構成員及び別に生活する同一生計の家族（配偶者、扶養している家族など）とする。 なお、第8条第2項ただし書きに該当する世帯に係る年間所得及び月額所得については、応急仮設住宅等の入居世帯ではなく、申請世帯をもとに計算すること。</p>
-----------------------	---

別表第2（第3条関係） 田村市及び南相馬市

市町村及び区町名 (平成の合併前の旧市町村単位)	旧市町村名	
田村市	大越町	田村郡大越町
	滝根町	田村郡滝根町
	常葉町	田村郡常葉町
	船引町	田村郡船引町
	都路町	田村郡都路村
南相馬市	原町区	原町市
	小高区	相馬郡小高町
	鹿島区	相馬郡鹿島町

別表第3（第6条関係）

<p>補助金の額 及び補助率</p>	<p>補助金の額及び補助率は、次のとおりとする。 なお、補助金の月額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>1 家賃等の補助 住宅の賃貸借契約書に記載のある金額 （家賃、共益費（管理費）、駐車場代）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年1月分から平成30年3月分まで・・・家賃等の2分の1 （月額上限3万円まで） ・平成30年4月分から平成31年3月分まで・・・家賃等の3分の1 （月額上限2万円まで） <p>2 住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助（1世帯につき1回） 契約移行経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・10万円 （応急仮設住宅等の供与から個人契約による住宅の賃貸借契約への移行・転居に伴う各種経費：敷金、礼金、契約事務経費、家財運搬等経費など）</p> <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県ふるさと住宅移転支援事業（引越補助）との併用は不可とする。 引越補助（福島県内への帰還に対する支援）、又は本家賃等補助事業（福島県内での避難の継続に対する支援：妊婦がいる世帯、18歳以下の子どもがいる世帯のみ対象）のどちらか一方を選択して申請を行うこと。 ・平成28年8月17日までの間に引越補助が交付決定された世帯については、その代表者による本家賃等補助事業への申請も認める。ただし、本家賃等補助事業でも交付決定された場合、住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助交付額は引越補助の交付決定額を差し引いた金額とする。 ・引越補助の申請中である世帯についても、本家賃等補助事業への申請を認める。ただし、本家賃等補助事業でも交付決定された場合の補助交付額は引越補助の交付決定額を差し引いた金額とする。
------------------------	---